

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月1日
【会社名】	共同印刷株式会社
【英訳名】	Kyodo Printing Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤森 康彰
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川四丁目14番12号
【電話番号】	03(3817)2071
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 渡邊 秀典
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川四丁目14番12号
【電話番号】	03(3817)2071
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 渡邊 秀典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第142期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額412,851,350円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり一部変更する。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (条文を省略) (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造業 (新設) (17)～(19) (条文を省略) (新設) (新設) (20)～(21) (条文を省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(15) (現行どおり) (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造および販売 (17) 機能性素材に係る原材料の製造および販売 (18)～(20) (現行どおり) (21) 資金決済サービス (22) 資源リサイクル事業 (23)～(24) (現行どおり) (削除) (電子提供措置等) 第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 1. 定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、藤森康彰、渡邊秀典、松崎広孝、高橋孝治、高岡美佳、内藤常男、光定洋介を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、秋元秀夫を選任する。

第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新の件

当社定款第13条の規定に基づき、買収防衛策として用いる新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただくことを通じて、買収防衛策の更新を決議する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合(%)	決議結果
第1号議案	69,274	508	0	99.27	可決
第2号議案	69,271	511	0	99.27	可決
第3号議案					
藤森 康彰	54,608	15,174	0	78.26	可決
渡邊 秀典	61,858	7,924	0	88.64	可決
松崎 広孝	61,871	7,911	0	88.66	可決
高橋 孝治	69,246	536	0	99.23	可決
高岡 美佳	62,013	7,769	0	88.87	可決
内藤 常男	62,001	7,781	0	88.85	可決
光定 洋介	69,146	636	0	99.09	可決
第4号議案					
秋元 秀夫	68,985	796	0	98.86	可決
第5号議案	51,325	18,457	0	73.55	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案および第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上